

特別養護老人ホーム静光園優先入所基準準則

1 目的

この基準は、浜松市が定める浜松市指定介護老人福祉施設等優先入所指針に基づき、特別養護老人ホーム静光園（以下「本施設」という。）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 優先入所方針

優先入所は、別表の入所申込者評価基準により算定された、合計点数の高い順に決定する。

3 優先入所検討委員会

(1) 優先入所検討委員会の設置

施設に優先入所順位の決定をするため、特別養護老人ホーム静光園優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び栄養士、並びに施設長が選任する本施設以外の第三者の委員で構成する。

(3) 委員会の招集

ア 委員会は施設長が招集し、委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故あるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 優先入所決定の手続

(1) 優先入所申込の受付

ア 本施設への入所申込は、入所申込書（様式1）により行う。なお、入所申込書の有効期限は申込年度の翌年度末とする。

イ 本施設は、入所申込書に基づき、入所申込者名簿（様式2）を作成する。

(2) 入所申込者の調査

施設は、優先入所調査票（様式3）により入所申込者の状況を調査する。

(3) 優先入所順位の決定

委員会は、優先入所調査表及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審査決定し、これに基づく優先入所順位名簿（様式2）を作成する。

(4) 入所の決定

ア 本施設は、委員会において優先入所順位の決定を受けた入所申込者について、指

定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 7 条第 3 項(※)に基づき、入所申込者の心身の状況等を把握の上、入所を決定する。

イ 本施設は、市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所申込者に優先して入所を決定する。

(※) 注：地域密着型特別養護老人ホームの場合、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 134 条第 3 項

5 優先入所事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを 2 年間保存するとともに、県または市町村から求めがあったときは、これを提出するものとする。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知りえた入所申込者又はその家族に関する個人情報等を漏らしてはならない。医院を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

本施設は、入所申込を受けた時には、入所申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

(4) 情報の提供

本施設は、入所申込者等から入所順位の決定について情報を求められた時は、これを提供するものとする。

(5) 疑義等に対する対応

本施設は、入所申込書等から入所順位等の結果について疑義等を申し立てられたときは、再度調査のうえ、委員会に諮るものとする。

附 則

この基準は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。